

令和3年7月豪雨災害に伴う緊急支援融資等の対応について

このたびの令和3年7月豪雨災害による被災地の皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

三島信用金庫では、下記の通り緊急支援融資等の対応を行います。

なお、熱海市に支援物資（マスク、水、タオル、消毒液、ゴム手袋等）をお届けしました。

1. 「令和3年7月豪雨災害に伴う緊急支援融資」について

項目	個人	事業所
対象	令和3年7月豪雨災害に伴う被害の復旧に必要な資金	令和3年7月豪雨災害に伴う直接的、間接的被害を対象とする。 ※売上減少などの経済的影響も対象とする
資金使途	自動車、住居、家具等の修理・購入資金等	運転資金、設備資金
取扱期間	令和3年7月5日(月)～令和3年12月30日(木)受付分まで	
融資金額	500万円以内	1,000万円以内
融資期間	3か月以上10年以内 (6ヶ月の据置を可とする)	10年以内 (6ヶ月の据置を可とする)
融資利率	固定金利 年1.00%	
担保・保証人	原則不要	「経営者保証に関するガイドライン」に沿った取扱い

2. 「令和3年7月豪雨災害に伴う融資相談窓口」の設置について

設置場所	三島信用金庫全店舗
相談時間	午前9時から午後3時まで（昼休業時間を除く）
資金使途	令和3年7月豪雨災害に伴う直接的、間接的被害を受けている個人・事業者の相談（経営相談、資金繰り相談、住宅ローン条件変更相談など）

3. 預金の払い戻しについて

小口の預金（上限10万円）については、通帳・印鑑・カードがない場合でも、罹災証明書の呈示、あるいはその他実情に即した簡易な確認方法をもって、被災者の預金払戻しに応じます。

4. その他の対応について

被災者の以下の手数料を免除いたします

通帳・証書再発行手数料	災害で紛失もしくはは損傷、汚れてしまった通帳・証書の再発行
両替	災害で損傷、汚れてしまった紙幣の両替
条件変更手数料	災害を起因とした融資条件変更への対応

※最寄りの営業店まで、お気軽にご相談ください。